



広島県章

令和4年度

広島県職員採用選考試験受験案内

(職業訓練指導員 第2回)

令和4年12月23日
広島県総務局人事課

○ 受付期間	令和4年12月23日(金)～令和5年1月13日(金) 必着 (郵送の場合は1月13日までの消印有効)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日の閉庁日を除く。)
○ 試験日	第1次試験 令和5年1月22日(日) 第2次試験 令和5年2月12日(日)

広島県職員(職業訓練指導員)の採用選考試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び勤務先

試験区分	採用予定人員	職務内容	主な勤務先
職業訓練指導員 (情報処理科)	若干名	情報処理などに関する指導を行う。	県立技術短期大学校 県立高等技術専門学校 広島障害者職業能力開発校

2 受験資格(国籍要件はありません。)

(1) 次のア～エのいずれかに該当する者は、受験できます。

ア 情報処理科の職業訓練指導員免許(以下「関係免許」といいます。)を有する者

イ 職業能力開発総合大学校において、関係免許職種に対応する学科の長期課程、専門課程、長期養成課程、短期養成課程若しくは職種転換課程を修了した者又は令和5年3月31日までに関係免許職種に対応する学科の指導員養成課程、短期養成課程若しくは高度養成課程を修了見込みの者

ウ 四年制大学において、関係免許職種に関する学科を修めて卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉若しくは福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者

エ 厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者(別記「受験資格についての説明」(P.4)を御覧ください。)

(2) 昭和38年4月2日以降に生まれた者

(3) 次のア～ウのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

区分	試験項目	実施形式	試験時間	配点	内 容
第1次試験	教養試験*	択一式	120分	50	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験（高校卒業程度）
	専門試験	択一式	60分	100	専門的知識、能力等についての筆記試験（出題分野は、専門試験出題分野一覧表参照）
		記述式	60分	100	
第2次試験	面接試験	個別面接	45分	150	使命感、信頼感、コミュニケーション力、判断力、積極性、達成力等についての面接試験

- (注) 1 試験当日実施する全ての試験項目を受験した場合に限り、有効に受験したものとします。
 2 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ行います。
 3 最終合格者は、第2次試験と第1次試験の専門試験（記述式）の成績に基づき決定し、第1次試験のうち、教養試験と専門試験（択一式）の成績は反映されません。
 4 各試験項目において、その成績が一定の基準に達しない試験項目が一つでもある場合、他の試験項目の成績にかかわらず不合格となります。また、教養試験又は専門試験（択一式）の成績が一定の基準に達しない場合は、専門試験（記述式）は採点されません。
 5 *の試験項目は標準化点（素点ではなく平均点及び標準偏差等を用いて算出）を採用しています。
 6 教養試験の例題及び過去の専門試験（記述式）の問題は、広島県ホームページ等で閲覧できます。

※専門試験出題分野一覧表

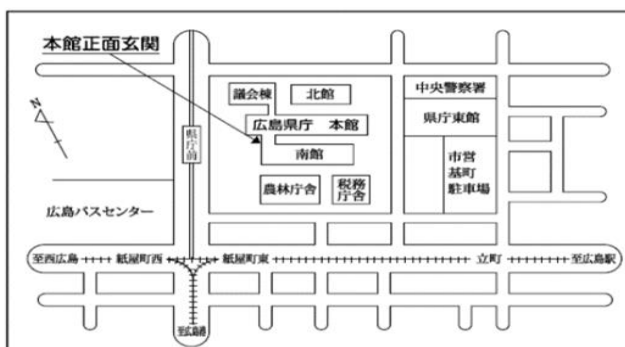
区 分	択一式	記述式
情報処理科	アルゴリズムとプログラミング（C言語）、コンピュータシステム（ソフトウェア、ハードウェア）、技術要素（データベース、ネットワーク、セキュリティ）、システム設計	アルゴリズムとプログラミング（C言語）、技術要素（データベース、ネットワーク、セキュリティ）

4 試験の期日・場所及び合格発表

区 分	期 日	場所・通知方法
第1次試験	令和5年1月22日（日） 午前9時～（受付開始 午前8時30分）	広島県庁 （広島市中区基町10-52）
第1次試験合格発表	令和5年2月1日（水）	合否にかかわらず受験者全員に結果を郵送で通知します。
第2次試験	令和5年2月12日（日）	広島市内
最終合格発表	令和5年2月17日（金）	合否にかかわらず受験者全員に結果を郵送で通知します。

- (注) 1 第2次試験の日時・場所等の詳細は、第1次試験合格通知の際、お知らせします。
 2 試験会場及びその周辺への駐車はできません。自家用車での来場は厳禁します。（障害等の事情により自家用車での来場を希望する場合は、必ず事前に広島県商工労働局職業能力開発課に連絡してください。）
 3 最終合格者に採用辞退等があった場合、追加の合格発表を行うことがあります。

第1次試験会場案内図



●広島県庁

※試験当日は本館正面玄関からお入りください。

- ◇ 路面電車
紙屋町東又は紙屋町西電停から
徒歩約3分
- ◇ 各社バス
紙屋町バス停又は広島バスセンターから
徒歩約3分
- ◇ アストラムライン
県庁前駅から徒歩約2分
- ◇ 広島駅又は新白鳥駅から徒歩約25分

5 合格後の留意事項

- (1) 原則として令和5年4月1日以降に採用します。
※ 就業状況等により、それ以降の採用も可能です。
- (2) 合格者は主事級で採用されます。ただし、一定の基準を満たす場合、選考の上、主任級として採用されます。
- (3) 給与等は、各人の経歴によって異なりますが、本試験（高校卒業程度試験）で採用された場合の初任給の例としては、令和4年4月1日現在で次のとおりです。

	民間企業等における勤務期間	役職	初任給
例	大学卒業後、職務経験が5年の場合（採用時年齢27歳）	技師	約225,300円
	大学卒業後、職務経験が10年の場合（採用時年齢32歳）	主任	約262,000円
	大学卒業後、職務経験が15年の場合（採用時年齢37歳）	主任	約288,800円
	大学卒業後、職務経験が20年の場合（採用時年齢42歳）	主任	約318,300円
	大学卒業後、職務経験が25年の場合（採用時年齢47歳）	主任	約333,100円
	大学卒業後、職務経験が30年の場合（採用時年齢52歳）	主任	約349,500円
	大学卒業後、職務経験が37年の場合（採用時年齢59歳）	主任	約360,700円

- これは、広島市内に勤務した場合です。
 - 学歴や職歴などにより増減されることがあります。
 - 上記のほか、諸手当として、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の4.3か月分）、特殊勤務手当（給料月額の6%）、扶養手当（子10,000円/月、配偶者等6,500円/月）、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。
- (4) 採用後は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。」という公務員に関する基本原則に基づいた任用が行われます。

6 試験成績の通知

この採用試験を有効に受験して不合格となった場合は、合格発表の際の本人通知に試験成績を記載してお知らせします。

対象者	通知内容
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合得点、総合順位及び試験項目ごとの得点 ※試験項目ごとの得点は、教養試験、専門試験（択一式）及び専門試験（記述式）の得点となります。
第2次試験 不合格者	第1次試験と第2次試験の各総合得点、各総合順位及び試験項目ごとの得点

7 提出書類（各1部）

- (1) 履歴書
市販（JIS規格）のものに自筆で詳細に記入し、最近6か月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身の写真を添付してください。連絡先（電話番号等）も必ず記入のこと。〔本籍地の欄は記載不要です。〕
- (2) 職業訓練指導員免許を有する者は、その免許証の写し
- (3) 履修学科証明書
関係免許職種の関連学科の修了を受験資格の一部とする者（2(1)ウ又は別記「受験資格についての説明」(P.4)2に該当する者）は、履修学科を証明する書類を提出してください。
また、2(1)イの短期養成課程を修了した者は、修了証明書（コースがわかるもの）を提出してください。
- (4) 官製ハガキ
受験票の返送用として官製ハガキを1枚添付してください。ハガキの裏面は白紙とし、表面に返送先の住所・氏名を記載してください。

8 その他

- (1) 障害等の事情により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず広島県商工労働局職業能力開発課まで連絡してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などへの対応に関する受験上の留意事項については、広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/oshirase.html>) に掲載していますので、必ず事前に確認をお願いします。
- (3) 試験当日、自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saiyo/>) でお知らせします。

9 申込先、問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県商工労働局職業能力開発課技能振興グループ 電話 (082) 513-3431

受験資格についての説明

◎ 2 (1) エの「厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者」(P.1) の主なものは次のとおりです。

- 1 関係免許職種に対応する1級又は単一等級の技能検定に合格した者
- 2 次の学校において、関係免許職種の関連学科を修めて卒業し、かつ実務経験がある者

卒業区分	実務経験年数
大学卒業	2年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了者	4年以上
高等学校卒業	7年以上

- 3 関係免許に相当する次の訓練科を修了し、かつ実務経験がある者

修了区分			実務経験年数
職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 (職業訓練短期大学校)	応用課程の高度職業訓練修了	技能照査合格	1年以上
	専門課程の高度職業訓練修了 (専門課程の養成訓練修了)	技能照査合格	3年以上
		技能照査合格外	4年以上
職業能力開発校 (職業訓練校)	普通課程の普通職業訓練修了 (普通課程の養成訓練修了)	技能照査合格	6年以上
		技能照査合格外	7年以上
	短期課程の普通職業訓練修了 ※ ただし、訓練時間が700時間以上の準則訓練に限る。		10年以上

(注1) 「厚生労働大臣が指定する講習」とは、48時間にわたって指導技法に関する知識を習得する講習(以下「48時間講習」という。)

(注2) 上表の()内は、平成4年の職業能力開発促進法一部改正前の名称